

氏名		生年月日	年月日
住所又は居所			
退職年月日	年月日	退職理由	

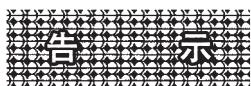
に改める。

」

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第171号

長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）
第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報（平成17年長野県告示第91号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行します。

令和2年3月31日

長野県知事 阿部 守一

表中歯科技工士国家試験の項を削り、同表の准看護師試験の項中

”	”
---	---

を

”	長野県健康福祉部 医師・看護人材確保対策課
---	--------------------------

に改め、同表中長野県

農業機械利用技能検定試験の項を削り、同表の長野県農業大学校入

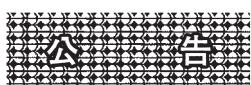
”	”
---	---

を

”	長野県農業大学校
---	----------

に改める。

情報公開・法務課



公告

長野県労働委員会規程（昭和33年10月27日県報）の一部を、令和2年3月25日、次のように改正し、令和2年4月1日から施行します。

令和2年3月31日

長野県労働委員会

人事委員会事務局

第9条第2項中「課長」を「次長」に改める。

第10条第1項中「事務を主管する課長」を「次長」に改め、同条第2項中「課長」を「次長」に改める。

別表第1の7及び別表第2中「課長」を「次長」に改める。

労働委員会事務局



長野県訓令第2号

本庁内部部局
現地機関

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程（平成20年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行します。

令和2年3月31日

長野県知事 阿部 守一

本則第2項中「第16条第3項」の次に「、第27条の2第3項」を加える。

別表第1の総務部の項中「システム係 新システム開発係」を「システム係」に改め、同表の県民文化部の項中

人権・男女共同 参画課	人権尊重係 男女共同参画係
国際課	外事・パスポート係 国際交流係 多文化共生係

を

人権・男女共同 参画課	人権尊重係 男女共同参画係
----------------	---------------

に改め、同表の健康福祉部の項中「企画調整係 県立病院・医療福祉係」を「企画調整係」に、

医療推進課	管理係 医療計画係 看護係
-------	---------------

を

医療政策課	企画管理係 医療係 県立病院係
医師・看護人材確保対策課	医師係 看護係

に、「地域支援係 福祉人材係」を「地域支援係」に、「施設係」を「介護人材係 施設係」に、「社会生活係」を「障がい者スポーツ支援係」に改め、同表の環境部の項中

環境政策課	総務係 企画経理係 環境審査係
環境エネルギー課	環境管理係 溫暖化対策係 新エネルギー推進係

を

環境政策課	総務係 企画係 環境審査係
-------	---------------

に、「自然公園係」を「自然公園整備係」に改め、同表の産業労働部の項中

ものづくり振興課	技術開発係 生活産業係 産業保安係
----------	-------------------

を

産業技術課	技術振興係 食品・伝統産業係 産業保安係
-------	----------------------

に改める。

別表第2の健康福祉部の項の次に次のように加える。

環境部	ゼロカーボン推進室	省エネルギー係 再生可能エネルギー係
-----	-----------	--------------------

別表第2の産業労働部の項中「サービス産業創出係」を「IT・サービス産業振興係」に改める。

別表第4の佐久地域振興局の項中

農政課	農政係 農村振興係 生産振興係
-----	-----------------

を

環境・廃棄物対策課	環境保全係 廃棄物対策係
-----------	--------------

に改め、同表の上田地域振興局及び諏訪地域振興局の項中

総務管理課	総務係 県民生活係
農政課	農政係 農業振興係

を

総務管理課	総務係 県民生活係
-------	-----------

に改め、同表の上伊那地域振興局の項中

農政課	農政係 農業振興係
-----	-----------

を

環境・廃棄物対策課	環境保全係 廃棄物対策係
-----------	--------------

に改め、同表の南信州地域振興局の項中

総務管理課	総務係 県民生活係
農政課	農政係 農村振興係 生産振興係

を

総務管理課	総務係 県民生活係
-------	-----------

に改め、同表の木曽地域振興局の項中

総務管理課	総務係 県民生活係
農政課	農政係 農業振興係

を

総務管理・環境課	総務係 県民生活係 環境係
----------	---------------

に改め、同表の松本地域振興局の項中

総務管理課	総務係 県民生活係
環境課	環境保全係 廃棄物対策係
農政課	農政係 農村振興係 生産振興係

を

環境・廃棄物対策課	環境保全係 廃棄物対策係
-----------	--------------

に改め、同表の北アルプス地域振興局の項中

総務管理課	総務係 県民生活係
農政課	農政係 農業振興係

を

総務管理・環境課	総務係 県民生活係 環境係
----------	---------------

に改め、同表の長野地域振興局の項中

環境課	環境保全係 廃棄物対策係
農政課	農政係 農村振興係 生産振興係

を

環境・廃棄物対策課	環境保全係 廃棄物対策係
-----------	--------------

に改め、同表の北信地域振興局の項中

総務管理課	総務係 県民生活係
農政課	農政係 農業振興係

を

総務管理課	総務係 県民生活係
-------	-----------

に改め、同項の次に次のように加える。

農業農村支援センター	農業農村振興課	農政係 農業振興係 (佐久、南信州、松本及び長野にあっては、農政係、農村振興係及び生産振興係)
	技術経営普及課	技術経営係 地域係 (諏訪、木曽及び北アルプスを除く。佐久、上伊那及び松本にあっては、技術経営係、地域第一係及び地域第二係、南信州及び長野にあっては、技術経営係、地域第一係、地域第二係及び地域第三係)

別表第4の保健福祉事務所の項中「、上田及び飯田にあっては、予防衛生第一係、予防衛生第二係及び保健衛生係」を削り、「食品衛生係 乳肉・動物衛生係」を「食品・動物衛生係」に、「伊那にあっては」を「佐久及び松本にあっては」に、「及び食品・動物衛生係」を「、食品衛生係及び乳肉・動物衛生係」に改め、同表の中央児童相談所 松本児童相談所の項中「及び支援第二係」を「、支援第二係及び家庭養育推進係」に改め、同表の佐久農業改良普及センター 上伊那農業改良普及センター 松本農業改良普及センターの項から南信州農業改良普及センター 長野農業改良普及センターの項までを削る。

人事課

長野県訓令第3号

本庁内部部局 現地機関

長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正します。

令和2年3月31日

長野県知事 阿部 守一

別表第3の1の危機管理部の項中

消防課	消	を
消防課 消防課新型コロナウイルス感染症対策室	消 消コ	に改め、同

1の企画振興部の項中

信州暮らし推進課	信暮	を
信州暮らし推進課 国際交流課	信暮 国際	に改め、同

1の県民文化部の項中

県民協働課	県協	を
文化政策課多文化共生・パスポート室 県民協働課	文政多 県協	に、

「国際課 次世代サポート課	国際 次サ	を
「次世代サポート課	次サ	に改め、同
1の健康福祉部の項中		
「医療推進課 医療推進課医師確保対策室	医 医確	を
「医療政策課 医師・看護人材確保対策課	医 医看	に改め、同
の環境部の項中		
「環境エネルギー課	環工	を
「環境政策課ゼロカーボン推進室	環政ゼ	に改め、同
1の産業労働部の項中		
「ものづくり振興課 ものづくり振興課日本酒・ワイン振興室	も も日	を
「産業技術課 産業技術課日本酒・ワイン振興室	産技 産技日	に改め、同
1の建設部の項中		
「都市・まちづくり課全国都市緑化信州 フェア推進室 建築住宅課	都全 建住	を
「建築住宅課	建住	に改め、同
表の2中 「東京事務所	東事	を
「佐久農業農村支援センター 上田農業農村支援センター 諏訪農業農村支援センター 上伊那農業農村支援センター 南信州農業農村支援センター 木曽農業農村支援センター 松本農業農村支援センター 北アルプス農業農村支援センター 長野農業農村支援センター 北信農業農村支援センター 東京事務所	佐農 上田農 諏農 上伊農 南農 木農 松農 北ア農 長農 北信農 東事	に、

佐久農業改良普及センター	佐改	
上田農業改良普及センター	上田改	
諏訪農業改良普及センター	諏改	
上伊那農業改良普及センター	上伊改	
南信州農業改良普及センター	南改	
木曽農業改良普及センター	木改	
松本農業改良普及センター	松改	
北アルプス農業改良普及センター	北ア改	
長野農業改良普及センター	長改	
北信農業改良普及センター	北改	
農業試験場	農試	を 」

農業試験場	農試	に改め、同
-------	----	-------

表の備考の2中「、「農整」」を「農整」の文字を、リニア活用・企画振興課にあっては「リ企」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第3の1の危機管理部の項の改正規定は、同月3日から施行する。

情報公開・法務課